

南京国民政府の高等教育改革に関する初歩的考察

「教育部」発足時における高等教育問題とその克復を中心に

橋 本 学

南京国民政府の高等教育改革に関する初歩的考察

「教育部」発足時における高等教育問題とその克復を中心に

橋本 学*

1. 緒言 本稿の位置と方法

周知のとおり、南京国民政府(1927年4月成立)治下、“教育の独立”の実現を目指す蔡元培の建議に基づいて、旧来の教育行政委員会(1926年2月、広州国民政府が設置)に代わる「中華民國大學院」(初代院長、蔡元培。以下、大學院と略)が設置された。1927年10月以降、この大學院体制下に教育制度改革が推し進められたことは、既に別稿「中国国民党政権の學術振興方策に関する初歩的考察 南京国民政府治下の學術発展に係る政策基盤の分析を中心に」で明らかにしたとおりである¹⁾。同稿では、南京国民政府(以下、国民政府と略)によるその後の政策展開に対して特に積極的な意義を有したと見られる「第一次全國教育會議」(1928年5月)に着目し、筆者自身のこれまでの研究視点に立って學術発展の根幹に関わる3つの成立案(全て高等教育関連)を取り上げ、これらの分析をもとに国民政府治下に展開された學術振興方策の構造化を試みている。取り上げた3成立案「請大學院訂定大學畢業考試及學位授予條例案」「公費派出留學案」「提高學術文藝案」の要点は以下のとおりである。

まず第一案件は、従来の高等教育制度における卒業者の質(学力・学識)に関する保障システムの不在と国内外の高等教育機関で授与される学士・博士学位の質的不統一に鑑み、教育課程修了者に対する卒業試験実施の徹底、国家による学位授与権の掌握(国外機関からの授与学位に対しては認証システムの導入)を求めたもの。第二案件は公費留学生派遣制度の見直しを求めるもので、大学教授職の服務経験を前提に国家が資格審査を行うこと、学士学位取得を前提とする留学試験制度の確立、地方政府による留学生派遣制度の改善(派遣方法に関する地方政府側裁量権の承認)が骨子である。また第三案件は學術奨励制度の整備を求めるもので、優れた研究業績・事業成績を上げた大学・學術団体等への研究助成(主眼は特種研究所設置・設備整備等)、奨励基金の設立と個人の優れた研究業績・文芸活動(音楽・芸術・文学等)とを対象とする助成システムの整備を促している²⁾。

これらを俯瞰して判ることは、確かに個別の問題として提起されたものではあるが、既に相互に極めて有機的な結びつきを持つ問題として認識されていた可能性が高いということ。換言すれば、各案はおそらく“高等教育の質的向上なくして學術振興もあり得ない”との認識下に策定されたということで、この点は各々の原案に付されている理由によって一層明らかとなる。いずれにせよ、これらが、均しく学識経験や高等教育・教育行政の経験、海外留学経験等に基づく高い識見からの提言であったことに疑義を挟む余地はない³⁾。

* 広島国際大学医療福祉学部助教授

ただ、これら案件は問題点を俎上に載せたという域を出るものではなかった。むしろ重要なのは、これら改革事項を如何にして体系的な方策に仕上げていくかについて検討を進めること、そして改革実施に向けた環境整備(改革大綱の策定、中央・地方教育行政での人的配置=組織体制の確立、予算措置、他部門との協力関係の構築)を早急に開始することであったと考えられる。

ところが、現実から言って大学院には最早そうした課題に取り組むだけの時間的余裕が残されてはいなかった。1928年8月17日、蔡元培から最初の院長辞職願いが提出され、10月3日には国民党中央政治会議で彼の辞職と後任人事が議決された。その5日後には「中華民國國民政府組織法」に基づく国民政府の機構改革(行政院・監察院・立法院・司法院・考試院=五院制への改編)の断行、これに伴う大学院の教育部(行政院に隷属)への改組が実施されることとなる⁴⁾。後任の蒋夢麟(国立浙江大學校長。蔡元培校長時代の国立北京大學で総務長・代理校長等歴任)は、わずか20日間の大学院院長職を経て、改めて教育部長に任命されることとなった(在任は1928年10月~1930年12月)。

だが、取り組むべき課題とは何も上記のような改革問題だけではなかった。実は蔡元培の大学院院長辞職の第一の原因が国民党・国民政府サイドに存在した大学院体制それ自体への批判にあり、原因の第二として教育行政委員会体制下に彼の建議で試行された「大學區制」(フランス第一帝政=ナポレオン1世治下に創始された“Académie”に範をとる)に対する批判の激化があった⁵⁾。むしろ、教育部体制への移行で第一の問題は除外されたが、第二の「大學區制」試行はなおも継続されたのであり、蒋夢麟が「大學區制」批判の矢面に立たされるであろうことは必至であった⁶⁾。また、後述するように「大學區制」問題とは当時の高等教育問題そのものであり、その解決を先送りしたまま學術振興方策の議論を先行させることは明らかに無意味であった。

以上を踏まえ、本稿では、教育部が、旧大学院下で進められた政策の功罪や、かつて北京政府=“北洋軍閥政府”(1912年3月~1928年6月)が積み残した諸問題をどう受け止めようとしたのか、との観点に立って、教育部体制の発足からの約一年、すなわち「大學區制」問題がほぼ決着を見る1929年9月前後までを対象に、「大學區制」問題への取り組みと高等教育基本法規の整備について概観し、当時の高等教育に内在していた問題の構造解明と政策の特長化を図りたいと考える。

2. 新「教育部」体制下の高等教育再建 「大學區制」問題の経緯とその処理を中心に

さて、発足後の教育部が当面した課題は大学院体制からの移行に伴う制度的改編であり、部内機構の整備=大学院時期に設置された機構の改廃⁷⁾、「大學區制」に係る諸問題の処理、これらに伴う法規の修正と制定がその要点であった。なかでも難題は「大學區制」問題の処理であった。

そもそもこの「大學區制」は「大学院」体制と同様、“教育の独立”=教育部門からの官僚主義的教育行政の排斥を企図した制度であり、同一地区の高等教育機関を一大学に統合し、これを學術・教育・文教行政の地域拠点にしようとするものであった。1927年6月、中央執行委員會政治會議で「大學區制」実施が決議され、教育行政委員会での検討を経て、同年7月「第三中山大學區」(浙江

省)及び「第四中山大學區」(江蘇省と南京・上海両特別市)の試行が開始された。北伐完成(1928年6月)後には「北平大學區」(河北省・熱河省と北平・天津両特別市)も試行されている。

ただ、「大學區制」は、「第三中山大學區」のような高等教育機関の整備が立ち後れていた地域では高等教育の発展に少なからず寄与したと見られるが⁸⁾、他方、高等教育の“先進地帯”においてはむしろ種々の障害を生み出す結果となった。例えば江蘇教育廳(省内初等・中等教育、社会教育の監督機関)がいち早く廃止された「第四中山大學區」では、大學院代表1名と「國立第四中山大學」校長・各學院院長・教授代表ほか、小学・中学の代表者、県教育行政関係者、教育家代表等で構成された評議会が教育行政権を行使しているが⁹⁾、教育行政の遅滞、予算配分の不均衡(高等教育への傾斜配分)等が生じ、初等・中等教員側からの猛反発を引き起こすに至った¹⁰⁾。なお、「大學區」名でも議論があり、「第四中山大學」は1928年2月に「江蘇大學」、同5月には「中央大學」と次々に名称変更がなされた。「第三中山大學」も「浙江大學」となっている(1928年2月)¹¹⁾。

また、「北平大學區」は李石曾(蔡元培と並ぶ国民党“四元老”の一人)の主導で施行されたが、既に「第四中山大學區」で上記のような批判が噴出していたこともあり、蔡元培は当初から実施自体に難色を示していた。それ以上に問題は、旧北京地区の各高等教育機関が北京政府治下に思想弾圧と統制を加えられた上、國立北京大學など国立9校が「國立京師大學校」に統合されるなど(1927年8月)、事実上、教育活動が停頓を来していたということである。北平地区の教員・学生が国民政府に対して期待していたことは、新たな統制ではなく、各機関の原状復帰と正常な教育活動の再開であった。にもかかわらず、国民政府は上記9校による「國立中華大學」設立案を打ち出し、さらにこれを河北省・熱河省・天津特別市をも包括する「北平大學區」案に発展させた。上記9校に國立北洋大學(天津)・省立河北大學(保定)・法政專門學校(外交部)の3校を加えた大規模合併の断行である(1928年9月)。結局、この「國立北平大學」設立はその後、約一年にも及ぶ旧機関側の激しい独立闘争を惹起させることになる¹²⁾。

大學院から教育部への引き継ぎがなされたのはこうした状況下においてである¹³⁾。当初、教育部は大學院から引き継いだ「大學委員會」への「北平大學區」専務機構＝「北平分會」(蔡元培等6名)附設、「北平大學區組織大綱」修正によって事態を乗り切ろうとした(1928年10月)¹⁴⁾。「大學區制」改善の模索である。しかし、問題は“教育の独立”を企図した「大學區制」が、一方で大学の伝統を事実上破壊し、大学の自治を侵害するものであったという点にあり、とくに「北平大學區」反対運動ではそれが焦点となった。

旧國立北京大學の学生は「打倒北平大學」「擁護北京大學」を唱え、旧國立北京大學部分を他の学内組織と切り離し「北大學院」を特設することで決着を図らんとする「國立北平大學」側(校長、李煜瀛。副校長、李書華)への反発を強めていく(11月)。「大學委員會北平分會」の旧國立北京大學接收を実力で阻止する挙に出た旧國立北京大學学生の活動が沈静化するのには、蔡元培・蔣夢麟による私人名義の勧告が発せられて以後である(12月)。ただ、翌1929年2月になると今度は「第一師範學院」(旧國立北京師範大學)の学生が官費恢復・予算増額を請願して「國立北平大學」当局と衝突し、李書華副校長等の依願引責辞任にまで事態が悪化する¹⁵⁾。また、「中央大學區」(旧「第四中山大學區」)においても中等学校側の「大學區制」批判はさらに激化し、1929年3月には「中央大學

區中等學校教職員聯合會」が「反對大學區制宣言」を發表，同会第四屆代表大會(4月)で「反對大學區制」案が採択されるに至った¹⁶⁾。

結局，教育部側もこうした潮流に抗うことは無益との結論に至り，国民党第三屆中央執行委員會第二次全體會議(二中全會)に「定期停止試行大學區制」案が上程された(6月)。国民政府が「停止大學區制令」を発するのは同年7月1日で，同5日には教育部が「北平大學區」「浙江大學區」を同年夏休暇終了までに停止し，「中央大學區」については年末までに停止する旨を通達した¹⁷⁾。

3. 高等教育關係基本法規の整備と特色

(1) 基本法規整備の背景 北京政府治下・高等教育制度の概観

さて，1929年6月，「大學區制」の停止決定で問題収拾に目処がついたのを機に，教育部は高等教育の立て直し作業を開始した。その第一は既存の高等教育関連法規を点検し，内容的にも訓政期に相応しいものとするにより高等教育発展の法的基盤を構築することであった¹⁸⁾。

かつて北京政府治下においても高等教育の振興という観点から高等教育整備が進められたことは周知のとおりである¹⁹⁾。その特徴は概ね，教育システムの近代化と法的整備，林立した公立機関の統廃合と専門学校の大学化，私立機関に対する法的管理の三点に集約することができる。だが，それぞれに少なからざる問題を積み残したことも確かである。に関して言えば，法規の度重なる改廃の末，「壬戌學制」(1922年)，「國立大學校條例」(1924年)の公布で漸く初等・中等教育(6・3・3制)と高等教育の棲み分け，「大學校」を基本とする高等教育整備の方向性がほぼ確定されるに至ったことは確かだが，システムとしてはなお過渡期的要素を多分に遺していたのである。以下，「壬戌學制」「國立大學校條例」に認め得る教学關係の各条文を列挙するが(下線，筆者²⁰⁾)，相互に内容の重複がある場合は「壬戌學制」側で代表させた。

「壬戌學制」：「大學校設數科或一科均可，其單設一科者，稱某科大學校」「大學校修業年限四年至六年...醫科大學校及法科大學校修業年限至少五年。師範大學校修業年限四年」「依舊制設立之高等師範學校，應於相當時期內提高程度，收受高級中學畢業生，修業年限四年，稱爲師範大學校」「因學科及地方特別情形，得設專門學校，高級中學畢業生之入，修業年限三年以上。年限與大學校同者，待遇亦同」「依舊制設立之專門學校，應於相當時期內提高程度，收受高級中學畢業生」「大學校及專門學校，得附設專修科，修業年限不等」「爲補充初級中學教員之不足，得設二年之師範專修科，附設於大學校教育科或師範大學校...收受師範學校及高級中學畢業生」「大學院爲大學畢業及具有同等程度者研究之所，年限無定」(第21項～第27項及び附注4,5)

「國立大學校條例」：「國立大學校分科爲文，理，法，醫，農，工，商等科」「國立大學校各科分設各學系」「國立大學校收受高級中學畢業生或具有同等資格者。國立大學錄取學生，以其入學試驗之成績定之」「國立大學校學生修業完畢試驗及格者，授以畢業證書，稱某科學士」「國立大學校...大學院生研究有成績者，得依照學位規程給予學位。學位規程另訂之」「高級中學校未遍設以前，國立大學校得暫設預科，收受舊制中學及初級中學校畢業生，其修業年限在四年制畢業者二年；在三年制畢業者三年」「私立大學校應參照本條例辦理」(第2,4,5,7,8條，附則第1,2條)

補足すれば、「壬戌學制」以降、旧「壬子癸丑學制」(1912~13年)下に整備された四年制中學に代えて「初級中學」「高級中學」(ともに3年制)を段階的に設置することとなった。要するに先ず「初級中學」を整備し、その完成年度を待って「高級中學」を整備する訳である。「壬戌學制」中に存在する「舊制設立之高等師範學校」「舊制設立之專門學校」関係規定はそうした旧学制で高等師範學校・專門學校が中學卒業者を一年制預科に収容していたことに基づく移行措置で、旧学制下では大學においても中學卒業者をまず三年制預科(1917年「修正大學校令」以降、二年制に短縮)に収容した上で本科に進学させた。ちなみに「大學院」とは我が国のいわゆる大学院制度(graduate school)に相当するもので、国民政府初期の中央文教行政機構「中華民國大學院」とは別である。

ともあれ、これら条文を一瞥して判るのは、(1) 移行措置や地域格差に配慮した特別措置の多さ、(2) 「專門學校」と「大學」との区別が明確でないこと、(3) 「壬戌學制」「國立大學校條例」間の齟齬(後者では大學校教育科、師範大學校の位置づけが不在)も認め得るという点である。北京政府治下、「壬子癸丑學制」に基づいて、大學・專門學校・高等師範學校を柱に発足した高等教育制度だが、(1)の特別措置の存在は、北京政府治下の高等教育整備が結局は大都市部集中型となっていたことを示すものであろう。また、(2)の問題は「大學令」(1912年)で「大學以文理二科爲主，須合於左列各款之一，方得名爲大學。一，文理二科併設者。二，文科兼法商二科者。三，理科兼醫農工三科或二科，一科者」(第3條)とし、文系・理系各一科以上を併設した機関を「大學」と称する旨規定していたものを、「修正大學令」(1917年)で「設二科以上者，得稱爲大學；其但設一科者，稱爲某科大學」(第3條)と、単科大学をも「大學」の一形態として位置づけたことに淵源を持つ。いわゆる大學設置基準の弾力化で、上記「壬戌學制」以降に発生する專門學校の大學昇格運動の淵源がここにあった²¹⁾。なお、「專門學校」と「專修科」との違いが明確でない点も指摘できる。旧「高等師範學校規程」(1913年)に随えば「專修科」は「預科」とほぼ同等にも取れるが、「壬戌學制」公布で同「規程」が事実上無効となった以上、「專修科」に関しては無規定と言わざるを得なかった。

(2) 訓政期・高等教育関係基本法規の特色 教学関連規定を中心に

従って、教育部が高等教育基本法規整備に際して留意した第一点は、以上のような従前の法規をめぐる諸問題の克復であった。旧大學院体制下で試行された蔡元培型「大學區制」も全国の平均的發展=地域格差の是正を図るための方策であり、また意図の在不在は別として、專門學校をも取り込む形で総合大学化を進める「大學區制」は単科大学・專門學校の併存解消を図る一つの方法でもあったと見ることは可能である。だが、この「大學區制」構想が既に頓挫した以上、結局は既存の単科大学・專門學校を活かす形で改善策を講じる以外になかった。

また、第二の留意点は、教育基本法とも言うべき「中華民國教育宗旨及其實施方針」(1929年4月国民政府公布)を各法規の柱に据えることであった。この「教育宗旨」には「中華民國之教育，根拠三民主義」とあり、「實施方針」第4項には高等教育の目的が「大學及專門教育，必須注重實用科學，充實學科內容，養成專門知識技能，並切實陶融爲國家社會服務之健全品格」と明記された²²⁾。

では、これら留意点を踏まえて、新たに制定された「大學組織法」「專科學校組織法」(1929年7月国民政府公布。以下、大法、專法と略)並びに「大學規程」「專科學校規程」(1929年8月教育部

公布。以下、大規、專規と略)の各規定の要点を、「壬戌學制」「國立大學校條例」など旧法規との差異を明らかにする形で整理しておきたい²³⁾。

機関の大別と教育宗旨：「國立大學校條例」で「大學以教授高深學術，養成碩學閥材，應國家需要爲宗旨」(第1條。「大學令」以来不変)、「專門學校令」(1912年)で「專門學校以教授高等學術，養成專門人才爲宗旨」(第1條)とあったのに対し，新法規では「大學應遵照...中華民國教育宗旨及其實施方針以研究高深學術養成專門人才」(大法第1條)、「專科學校遵照...(同左)...教授應用科學養成技術人才」(專法第1條)となり，專科學校の性格(専門技術者養成)，大学との差違が強調された。

専門分野と教育組織：大学に関しては「分文，理，法，教育，農，工，商，醫各學院」「凡具備三學院以上者始得立爲大學。不合上項條件者獨立學院，得分兩科」「大學各學院或獨立學院各科得分若干學系」(大法第4，5，6條)のほか，「中華民國教育宗旨及其實施方針」に明示の「大學及專門教育...注重實用科學」の原則に照らして「必須包含理學院或農工商醫各學院之一」を規定している(大規第2條)。また，旧来の「專門學校令」では「專門學校之種類」として法政・醫學・藥學・農業・工業・商業・美術・音樂・商船・外國語の10種を掲げていたが(第2條)，專科學校ではさらに細分化され，甲類(工業)15種及び「其他關於工業之專科學校」，乙類(農業)7種及び「其他」，丙類(商業)8種及び「其他」，丁類7種(藥學・藝術・音樂・體育・圖書館學・市政・商船)及び「其他不屬甲乙丙三類之專科學校」と単設で37種以上，また甲類の専科2種以上を併設する場合は「工業專科學校」，乙類・丙類では各々「農業專科學校」「商業專科學校」と称する旨も謳われており(專規第5條)，專科學校の充実を如何に重く見ていたかが明らかとなる²⁴⁾。この他「專科學校課程遇必要時分若干組」(專規第7條)とし，必要に応じたコース設定についても規定されている。なお，これら專科學校の不足を補うためと見られるが，「大學各學院及獨立學院得附設專修科」とし，大学には專科學校と同等の專修科を附置し得ることが規定された(大法第7條)。要は「壬戌學制」で不明であった專修科に関する位置づけの明確化である。專修科の分野は師範・體育・市政・家政・美術・新聞學・圖書館學・醫學・藥學・公衆衛生學で，專科學校の丁類または明記のないものが指定された(大規第22條)。加えて「壬戌學制」等に規定の「大學院」は「大學得設研究院」として名称が改められたが(大法第8條)，研究院に関するこれ以上の規定は不在であった。また「國立大學校條例」に示されていた「學位規程」も蔣夢麟教育部長の下では，結局，制定されなかった²⁵⁾。

入学資格：大学における入試成績による合否決定など基本的に変更はないが，「在公立或已立案之私立高級中學或同等學校畢業」とあり，出身校が私立学校の場合には教育部の認可を経た学校であることが条件に含まれた(大法第20條)。一方，專科學校では「在公立或...中學畢業或具有同等學力」(專法第8條)、「在公立或...中學或同等學校畢業」(專規第3條)と法・規間に齟齬を生じているが，これに関しては「修正專科學校規程」(1931年3月公布)で前者側に修正された。また同「修正專科學校規程」の公布で停止されこととなる暫定措置「專科學校得暫設預科，招收舊制中學畢業生。預科修業一年」(專規第3條)の規定がこの段階ではなお存在していた。補足すれば，教育部が各大学に向けて，(1) 民国19年度(1930年秋季学期)以降の「預科」学生募集停止，(2) 必要時

の「附屬高級中學」設置を通達するのは1930年3月のことであり²⁶⁾、旧「國立大學校條例」で高級中学整備までの暫定措置とされた預科が、制度的には民国20年度(1932年春学期)終了まで存在した可能性がある。

修業年限：大学で「醫學院五年，餘均四年」(大法第21條)，專科學校では「爲二年或三年，得由學校各依其種類分別自定之，但須呈經教育部核准」(專規第2條)とあり、いずれにも預科教育を中等教育に下ろしたことによる年限の短縮が認められる。また、旧制度同様、専門分野ごとの年限差を認めているが、法学については短縮され、醫學のみ他に比して1年長く設定されるに至った。なお、大学・独立学院に附設の専修科については、基本的に專科學校と同じだが、「醫學専修科於三年課程修畢後須再實習一年」と、醫學のみ修業年限3年と実習1年が卒業要件とされた(大規第25條)。

卒業と学位授与：旧制度との大きな違いは、卒業判定が厳格さを増したこと、大学卒業が直ちに学士学位授与を意味しないの2点である。「學分制」(単位制)と年間取得単位数の上限設定=短縮卒業不可(大規第9條，專規第9條)を前提に、大学の卒業成績は卒業試験(「校内教授，副教授及校外専門學者」で組織する「畢業試験委員會」が主催。実施時は「校外委員」1名が参与。必要時には教育部が「監試」員を派遣。試験科目は4種以上。うち最低2科目の出題範囲は全学年)，卒業論文または図書翻訳(「畢業試験」実施前に提出。「畢業試験委員會」が評定。必要時に口頭試問実施)，各学期の成績の総合判定に基づくとされた(大規第17~19條)。專科學校・専修科の場合、卒業論文等は課さないが、卒業試験(專科學校は5科目以上。うち最低3科目の出題範囲が全学年)は要件とされた(專規第17條)。また、農・工・商学院の学生，甲乙丙各類の專科學校生には一定期間の学外実習も義務づけられた(大規第20條，專規第18條)。そして、大学の場合には「考核成績及格」者に、また專科學校では「考試及格」者に対して「畢業證書」が発給される(大法第22條，專法第10條)とあるが、学位授予規定(「稱某科學士」)等は明記されなかった。従って、先の「請大學院訂定大學畢業考試及學位授予條例案」(本稿冒頭に掲示)における提言が反映された可能性は極めて高い²⁷⁾。

4. 結 言

以上、南京国民政府の機構改革下に発足した教育部の、草創期における高等教育政策の特色に関して、旧「中華民國大學院」からの遺制「大學區」をめぐる問題の克復、また北京政府治下に制定された高等教育基本法規に潜在する問題点の解消、すなわち新たな高等教育基本法規の整備の二点に焦点を据えて考察を進めてきた。本作業を通じて判明した点は、第一に「大學區制」それ自体は試行継続の断念に終わったが、少なくともそこで進められた文・理科併存を基調とする大学の総合化は高等教育整備の方向性として維持されたということ。第二点として、基本法規の整備を通して「第一次全國教育會議」を機に顕在化した諸問題の克復が図られたということである。その意味で、蔣夢麟体制下に進められた政策は、結局、かつての南京臨時政府時期における蔡元培の方針、また北京政府初期の蔡元培や范源濂による政策への回帰を意味するものではなかったかと思量される。

いずれにしても、蔣夢麟体制下では、本稿で検証した高等教育システムの基盤形成の上に立って、「第二次全國教育會議」が開催されることになるが、その意義に関する考察は別稿に譲りたい。

【注】

- 1) 広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第33集, 2003年, 93~107頁。なお, 教育行政委員会による主な高等教育政策としては, 広州国民政府時期の「大學教授資格條例」(1926年8月採択, 27年6月公布), 「私立學校規程」「私立學校校董會設立規程」(1926年10月公布), 「學校立案規程」(1927年1月公布)等制定, 南京国民政府時期の「大學規程」(同年6月採択)制定を挙げ得る(丁致聘編『中國近七十年來教育記事』商務印書館〔上海〕, 1931年。『民國叢書』第二編第45卷(上海書店)所収分)。「大學教授資格條例」(『革命文獻』第56輯, 中央文物供應社〔台北〕, 1971年, 10~12頁参照)については, 拙稿「日中戦争期・中国国民党政権の高等教育政策に関する再論 教員資格審査制度の整備とその特色を中心に」(アジア教育史学会『アジア教育史研究』第11号, 2002年, 29~42頁)で, 高等教育の質的保障を目指す最初の制度と位置づけた。
- 2) 中華民國大學院編『全國教育會議報告』(1928年)には高等教育領域のほか教育經費・普通教育・科学教育・芸術教育・出版物及図書館など各領域から発案された學術振興関連案件を多数認め得る(本稿冒頭に掲示の拙稿「中国国民党政権の學術振興方策に関する初歩的考察」参照)。
- 3) 各原案の提出者は, 第一案が汪企張(淞滬商部衛生委員・前江蘇省立醫學專門學校校長)・國立暨南大學・江恒源(河南省教育廳長・國立北京大學學士)・凌冰(河南省立中山大學校長・クラーク大学教育心理科博士)・楊亮功(河南省立中山大學教授・コロンビア大学phD), 第二案が周鯁生(國立中央大學教授・パリ大学法学博士)・陳禮江(江西省教育廳長・前國立武昌中山大學教授・シカゴ大学教育修士)・張乃燕(國立中央大學校長・ジュネーブ大学理学博士)・湖南教育廳, 第三案は錢端升(大學院文化事業處處長・前国民党中央宣傳部國際組編纂・ハーバード大学phD)である。
- 4) 「中華民國国民政府組織法」もまた1928年10月3日, 中央政治會議を通過し, 中央常務會議での議決を経て即日公布された。またこの中央常務會議では「訓政綱領」6項が制定公布され, 軍政期から訓政期への移行が宣言されている。これらは同年8月, 北伐完成を受けて開催された国民党第二屆中央執行委員會第五次全体會議(五中全会)での決議を受けたものである(波多野乾一著『中國國民黨通史』, 大東出版社, 1944年再版。郭廷以編著『中華民國史事日誌』第二冊, 中央研究院近代史研究所〔台北〕, 1984年, 等参照)。
- 5) 中目威博著『北京大学元総長蔡元培 憂国の教育家の生涯』, 里文出版, 1998年, 266~278頁。なお, 高田幸男「南京国民政府の教育政策 中央大学区試行を中心に」(中国現代史研究会編『中国国民政府史の研究』, 汲古書院, 1986年。第二編第五章)では, 「中央大學区」(「第四中山大學區」の後称)における教育施策と中・初等教育界を中心に展開された「大學区制」批判とを軸に「大學院」による教育政策の功罪を論じ, 内外の研究成果に関する批判的検証を行っている。蔣夢麟の経歴等については, 前掲『中國近七十年來教育記事』。蕭超然・沙健孫・周承恩・梁柱

- 著『北京大学校史(1898-1949年)』,上海教育出版社〔上海〕,1981年,322頁。曲士培主編『蔣夢麟教育論著選』〔中国近代教育論著叢書〕,人民教育出版社〔北京〕,1995年,「本卷前言」。湯一介編『北大校長與中国文化』,北京大学出版社〔北京〕,1998年,75~90頁。拙稿「中国における高等教育」(佐藤尚子・大林正昭編『日中比較教育史』,春風社,2002年,第五章第二節,126~137頁),等参照。
- 6) 蔣夢麟の大学院院長就任二週間後(1928年10月17日),彼宛に「中央大學區中學校聯合會」から「大學區」取り消しを求める書簡が寄せられた(前掲『中國近七十年來教育記事』)。
- 7) 成立当初の「大学院」は國立學術機關・教育行政處・秘書處・專門委員會の4部門からなり,國立學術機關部門が「中央研究院」「中央圖書館」「自然歴史博物館」等の學術機關,及び「各省區中山大學」「労働大學」「其他國立大學」等の高等教育機關に関する事務を分掌していた。ただ,教育行政處學校教育組には別にその他の高等教育事項を取り扱う專門教育股も存在した。その後,「修正國立中央研究院組織條例」(1928年4月大学院公布)に基づいて中央研究院が獨立設置となり,「修正中華民國大学院組織法」(同6月国民政府公布)によって教育行政處が總務處・高等教育處・普通教育處・社會教育處・文化事業處に改組されている(『革命文献』第53輯,中央文物供應社,1971年,8頁)。旧「大学院」機構の改廢に関して言えば,上掲の國立學術機關部門が廢止され,各處は秘書室・參事室,高等教育司・普通教育司・社會教育司に改組された。專門委員會でも改廢が認められるが,1927年11月,「大学院最高立法機關」(「大学院大學委員會條例」第一條)として設置された「大學委員會」(1928年5月「修正大学院大學委員會組織條例」第一條は「依本條例決議全國教育及學術上重要事項」を任務として規定)は若干の変更を得て維持された(同年12月「教育部大學委員會組織條例」,1929年2月「修正教育部大學委員會組織條例」)。國立中央研究院は,1928年11月「中央研究院組織法」に拠り国民政府直隸機構の一つとなる。以上,前掲『革命文献』第53輯,3~8,48~49頁。中國第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育,江蘇古籍出版社〔南京〕,1994年,33~39,170~171頁。並びに前掲『中國近七十年來教育記事』を参照。
- 8) むろん,「第三中山大學區」に指定された浙江省に高等教育機關が全く存在しなかった訳ではない。例えば民國初期には既に求是書院(1897年創立)を母体とする浙江高等學校(1912年成立)や浙江省立醫藥專門學校(1912年,醫學專門學校として創立)が存在した。ただ,前者は学制改革を背景に1914年「停辦」となり,後者も1927年6月には学生募集が停止された。その後,1922年に省立「杭州大學」設設計画が浮上したことは確かだが,実現には至っていない。結局「國立第三中山大學」の母体となったのは浙江省立甲種工業專門學校・浙江省立甲種農業專門學校の二校で,これに新設の文理学院を加えることで総合大学化せんとしたのである(『中国教育事典』高等教育卷,河北教育出版社〔石家莊〕,1994年,852,866,880頁。熊賢君著『中国教育行政史』,華中理工大学出版社,1996年,454頁。前掲『中國近七十年來教育記事』)。
- 9) 「大學區制」の原理については蔡元培が既に「教育獨立議」(雜誌『新教育』第4卷第3期,中華教育改進社,1922年3月)において「分全國爲若干大學區,每區立一大學;凡中等以上各種專門學術,都可以設在大學裏面,一區以內的中小學教育,與學校以外的社會教育,...(中略)...都

由大學辦理。大學的事務，都由大學教授所組織的教育委員會會主持。大學校長，也由委員會舉出。由各大學校長，組織高等教育會議，辦理各大學區互相關係的事務。教育部專辦理高等教育會議所議決事務之有關係於中央政府者，及其他全國教育統計與報告等事，不得干涉各大學區事務。教育總長必經高等教育會議承認，不受政黨內閣更迭的影響」(孫德中編『蔡元培先生遺文類鈔』，復興書局〔台北〕，1961年，100頁。下線筆者)と述べている。なお，高田氏は前掲「南京国民政府の教育政策」の中で「大学院の設立と共に大学区構想にも変更が加えられた。「教育獨立議」においては数省を包含するものとされ，中央 省という一般行政系統の外にあった大学区は，現実には省を基準に設置され...」としているが，この解釈は必ずしも当たらない。例えば「修正大學區組織條例」(1928年1月国民政府公布)第一條でも「全國依各地之教育經濟及交通狀況，定爲若干大學區」とあるのみであり，各「大學區」の枠(省単位か数省単位かなど)に関する明確な規定はなされなかった。この「大學區制」があくまで「試行」的で，確定的なものでないことを勸案すれば，むしろ実状に応じた弾力的な運用が考えられていたと見られる。ところで「教育獨立議」以前にも，4区案・6区案(湯化龍教育總長)，7区案(范源濂教育總長・馬敘倫教育次長代理部務)などの「大學區」構想が存在した。范源濂案は3省単位型，一方の馬敘倫案は高等師範學校6区等との併用型で，7区画も范源濂案とは若干異なっていた(熊明安著『中国高等教育史』，重慶出版社，1988年，474頁。前掲『中國近七十年來教育記事』，1925年1月の条)。

- 10)「大學區」反对闘争に関しては前掲「南京国民政府の教育政策」。前掲『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育，39～57頁。前掲『中國近七十年來教育記事』。並びに何炳松「三十五年來之中國教育」(『最近三十五年之中國教育』巻上，商務印書館，1931年，53～131頁。前掲『民國叢書』第二編第45卷所収分)等を参照。
- 11) 1928年1月公布「修正大學區組織條例」第一條では「每大學區設大學一所，除在廣州者永遠定名爲中山大學以紀念總理外，均以所在地之名名之」(下線筆者)が明記された(前掲『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育，33頁)。なお，「國立第四中山大學」は，総合大学である國立東南大學(南京の文・理・教育・農・工科)と國立東南大學上海分設上海商科大學，河海工程大學・江蘇醫科大學・江蘇法政大學等の単科8校との合併で設立されたため，必然的に東南大學系教授陣が学内の主導権を握ることとなる(前掲『中國近七十年來教育記事』，前掲『中国教育事典』高等教育巻。『中華民國大學誌』(一)，中華文化出版事業委員會〔台北〕，1954年，10，22頁等参照)。また，上記第一條に「除在廣州者永遠定名爲中山大學以紀念總理外」と盛り込まれた背景には，國立廣東大學の國立廣州中山大學(國立第一中山大學)への改組(1926年10月)以降に生じた一種の「中山大學」設立運動がある。國立武昌大學の國立武昌中山大學への改組(同月)，國立開封中山大學(設立後数ヶ月で河南省立中山大學へ改称)・國立第三中山大學・國立第四中山大學等の設立(1927年6～7月)のほか，安徽・広西・湖南・陝西・甘肅等の各省でも「中山大學」が設立され，一時は「國立上海中山大學」設立論議も発生しているが，「修正大學區組織條例」公布以降，第三・第四中山大學の浙江大學，江蘇大學への改称を機に概ね終息した(前掲『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育，33頁。前掲『中國近七十年來教育記事』。前掲『三十五年來之中國教育』(前掲書，121頁)，前掲『中華民國大學誌』(一)，10頁，等参照)。

- 12) 前掲『北京大学元総長蔡元培』, 276~277頁。前掲『中國近七十年來教育記事』。前掲「三十五年來之中國教育」、『北平各大學的狀況』増訂再版, 新晨報營業部〔北平〕, 1930年。「國立中華大學」案から「國立北平大學」案への変更は「北平大學區組織大綱」(同年9月)によってなされている。なお, 「北平大學區施行辦法」が「大學委員會」で採択されるのは1928年8月16日, 蔡元培が最初に「大学院」院長辞任を願い出るのはその翌日であり, 彼に辞任を決意させた直接原因は「北平大學區」をめぐる李石曾との対立であった可能性が高い(本稿第1節参照)。
- 13) 教育部長と國立浙江大學校長 = 「浙江大學區」(旧「第三中山大學區」)の長とを兼務していた蔣夢麟にとって「大學區制」問題の処理は二重の意味を持つものであった。彼は「國立第三中山大學」成立から1930年7月まで校長に在職している(前掲『中國近七十年來教育記事』)。
- 14) 前掲『中國近七十年來教育記事』。「大學委員會」については注7)を参照。ただ, 「修正北平區組織大綱」による「北平大學區組織大綱」(注12)参照)修正内容については不明。
- 15) 前掲「三十五年來之中國教育」は1929年8月17日付け『新聞報』の記事を引用して「北平方面一年來『爲大學區制問題幾無日不在波濤起伏中』」(前掲書, 115頁)としている。その他, 「北平大學區」問題については前掲『中國近七十年來教育記事』。前掲『北平各大學的狀況』増訂再版, 6~7頁。前掲『中華民國史檔案資料檔編』第五輯第一編 教育, 52~57頁, 等参照。
- 16) 前掲『中國近七十年來教育記事』。
- 17) 前掲『中國近七十年來教育記事』。前掲『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育, 57頁。「國立浙江大學」「國立中央大學」「國立北平大學」は「大學區制」廃止以後も存続するが, 原状がほぼ維持されるのは「國立浙江大學」のみで, 「國立中央大學」では1929年10月, 國學圖書館・農學院附設水産學校・民衆教育院・勞農學院等が江蘇省に移管され, 1933年秋には國立上海醫學院(旧江蘇醫科大學)・國立上海商學院(旧上海商科大學)が分離した。「國立北平大學」の場合, 1929年8月にまず國立北京大學・國立北平師範大學(旧國立北京師範大學)・國立北平藝術專科學校(旧國立藝術專門學校)・國立北洋工學院(旧國立北洋大學)が独立し, 1931年2月「國立北平大學女子師範學院」(旧國立北京女子師範大學部分)が國立北平師範大學第二部となっている(前掲『中國近七十年來教育記事』。『北京師範大學校史(1902年-1982年)』, 北京師範大學出版社, 1982年, 71~87頁。左森主編『回憶北洋大學』, 天津大學出版社, 1989年, 149~150頁。前掲『中華民國大學誌』(一), 10, 70, 148, 153~154, 166頁。並びに忻福良・趙安東主編『上海高等學校沿革』, 同濟大學出版社〔上海〕, 165~166, 220~221頁, 等参照)。
- 18) 訓政期への移行については注4)を参照。
- 19) 南京臨時政府(1912年1月成立)及び北京政府の初代教育總長(在任は1912年7月まで)を務めた蔡元培と, 彼の下で初代教育次長を務め, 第二代教育總長(在任は1913年1月まで)となる范源濂によって高等教育機関に係る厳格な設置基準が制定された。北京政府草創期(1913年初頭まで)の高等教育法規は「臨時教育會議」(1912年7月~8月。教育部召集)の議決に沿うもので, 「大學令」「專門學校令」「公立, 私立專門學校規程」(1912年), 「大學規程」「私立大學規程」「高等師範學校規定」(1913年), 「壬子癸丑學制」(1912~13年)等がそれに当たる。北京政府治下ではその後「修正大學令」(1917年), 「女子高等師範學校規程」(1919年), 「壬戌學制」(1922年),

- 「國立大學校條例」(1924年。1925年部分修正公布)、「私立專門以上學校認可條例」等の高等教育関連法規が公布された(前掲『中國近七十年來教育記事』)。「私立專門以上學校認可條例」の公布年月日については、中國第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』第三輯 教育、江蘇古籍出版社、1991年、163~164頁で1915年(民国4年)7月20日としているが、第七條には「確係參照國立大學校條例」とあり、誤記は明らかである。筆者としては『中國近七十年來教育記事』の通り1925年7月2日に公布されたものとする。蔡元培、范源濂については拙稿「中国国民党治下中国における民間研究機関の萌芽と発展 主要5機関の日中戦争勃発までの動向を中心に」(『大学論集』第32集、2002年、103~115頁)を参照。
- 20) 以下、本文に引用の北京政府教育部公布の各法規、大總統公布「壬戌學制」(以上、注19)参照)に関しては、前掲『中華民國史檔案資料匯編』第三輯 教育、59~60、102~109、114~164、167~175頁を参照するものとする。
- 21) 1920年代に発生した専門学校の大學昇格運動については陳啓天著『近代中國教育史』、臺灣中華書局、1969年、267頁。前掲「中国国民党政権の學術振興方策に関する初歩的考察」注29)参照。なお「國立北平大學」「國立第四中山大學」(本稿第2節に掲示)を構成した國立北京大學・國立東南大學を除く「大學」(注11)注17)参照)はこの大學昇格運動の“産物”であったと見てよい。
- 22) 教育部編『教育法令』、正中書局〔台北〕、1971年、1~2頁。引用文中の「陶融」は陶冶の義。この「中華民國教育宗旨及其實施方針」は「第一次全國教育會議」の成立案「中華民國教育宗旨說明書」等を基礎に制定されたと見られる(前掲『全國教育會議報告』乙編、1~64頁)が、これは1928年8月17日、国民党中央政治會議に呈上され、同9月に国民政府が採択した「中華民國教育宗旨」(大學院制定)にさらに修正を加えたものである(前掲『中國近七十年來教育記事』。顧明遠主編『教育大辞典』増訂合編本・下巻、上海教育出版社、1998年、2207頁)。
- 23) 以下、本文に引用の「大學組織法」「大學規程」「專科學校組織法」「專科學校規定」各条文は『革命文獻』第56輯、中央文物供應社、1971年、1~10、13~21頁を参照するものとする。なお、「大學規程」には1927年6月、教育行政委員會採択分もあるが(注1)参照)、資料上の限界から現時点での内容確認は困難である。
- 24) 「專門學校令」下の法政・醫學・外國語の3種は「專科學校規程」で漏れているが、このうち醫學に関しては本文で後述するように大学等の専修科の分野としては規定がなされた。「修正專科學校規程」(1931年3月公布)では「醫學專科學校」が丁類に追加され(第5條)、「修業年限於三年課目修畢後、須再實習一年」(第3條。本文、修業年限の項参照)と定められている。
- 25) 大学院制度(graduate school)に関して「研究院」の名称が初めて使用されるのは、管見の限り1920年(一説に1919年)に設置された燕京大學研究院(文科・理科)だが、その他、早期の実現事例には、國立北京大學・清華學校の研究所国学門、國立中山大學の医科系4研究所設置がある(拙稿「中国における近代的學術機関の整備に関する一考察」、広島大学大学教育研究センター『大学論集』第28集、1998年、本文及び注9)参照)。なお、「第一次全國教育會議」の成立案「整理中華民國學校系統案」では3原案を踏まえ「研究院爲大學畢業生而設、年限無定」(第18項)と明記された(前掲『全國教育會議報告』乙編、93~138頁)。その修業年限は「學位授予法」(1931

- 年4月国民政府公布，1935年7月施行)で，2年以上の研究継続が「碩士學位」(修士学位)の取得要件と規定された(前掲『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育，1383～1408頁)。
- 26) 前掲『中國近七十年來教育記事』。
- 27) 前掲『全國教育會議報告』乙編，435～443頁。並びに前掲拙稿「中国国民党政権の學術振興方策に関する初歩的考察」，前掲誌，99～100頁。

Reforms of Higher Education Undertaken by the Nanking Government in Modern China: Early Approaches to Overcoming Challenges in Higher Education by the Ministry of Education

Manabu HASHIMOTO*

The purpose of this paper is to investigate how the measures for the reform of higher education were taken and carried out by the Nationalist Government of China (the Nanking Government), established in 1927. Higher education made rapid progress in the 1930s in China. This progress mainly depended on the policies carried out by the Ministry of Education (1928-49) under the Nanking Government. It was mainly the Ministry that laid a solid foundation of higher educational policies at the beginning (1928-30). Its first minister was the Chancellor of the Chekiang Government University, Chiang Mon-lin (1886-1964), who solved a problem about the university district system, and enacted basic laws and rules on higher education during the first eleven months (from October 1928 to August 1929) of his term in office (up to December 1930).

The first part of the paper describes the merits and demerits of the University District System, and describes the repeal of the system by Chiang Mon-lin. The system was established by Tsai Yuan-pei (1867-1940) in 1927 after the French-model of the “Académie” originated by Napoleon . The characteristics of the system were integrating universities and colleges in the same university district into one big university and educational administration through the new university. But the system was seen to impinge on the rights of elementary educational institutions and the basic administrative structures.

The second part of the paper describes enactment of two basic laws and two new rules on higher education (in July and August 1929). These laws and rules excluded the inconsistencies in ones previously enacted by the Peking Government (1912-28).

In conclusion, the paper identifies the measures addressing the serious tasks of higher education at the time establishment of the Ministry of Education were an essential starting point of for reform of the higher educational system. As a result, the laws and the rules enacted in 1929 by the Ministry of Education became the foundation for the future development of higher education policies subsequently implemented by the Ministry of Education.

* Associate Professor, Faculty of Health and Welfare, Hiroshima International University